

新潟県条例第27号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
第27条の7（略）	第27条の7（略）
<u>第27条の8 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものには、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。</u>	
<u>2 前項に規定するもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給については、災害派遣手当の支給の例による。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。